

～新しい社会貢献のカタチ～

平成29年度

成年後見制度講演会・ 市民後見人養成研修事前説明会

7月29日(土)・7月30日(日) 13:30～15:30

参加費無料(要申込)



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民としての視点から、認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を支援する「市民後見人」の活躍が期待されています。

広島市では、成年後見制度について理解を深めていただく講演会とあわせて、市民後見人養成研修(※)の事前説明会を開催します。成年後見制度について知りたい方、市民後見人に興味がある方の御参加をお待ちしています。 ※講演会・事前説明会への参加が、市民後見人養成研修の受講要件となりますので、御注意ください

— **プログラム** ※7月29日(土)・30日(日)の両日も内容項目は同じです。 —

- | | |
|--|------------------------|
| 13:00～ 受付 | 14:55～ 市民後見人養成研修の事前説明会 |
| 13:30～ 開会あいさつ
講師紹介 | 15:30 終了予定 |
| 13:35～ 講師講演 (講演内容)・成年後見制度の基礎知識
・成年後見制度を取り巻く社会情勢について 等 | |

— **定員100名(先着順)** —

7月29日

講師

弁護士 日野 真裕美 氏

場 所:広島市総合福祉センター5階
ホールA・B・C
(広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま内)
広島駅南口から徒歩3分
※地下2階と地上1階のそれぞれ2か所に出入口があります。

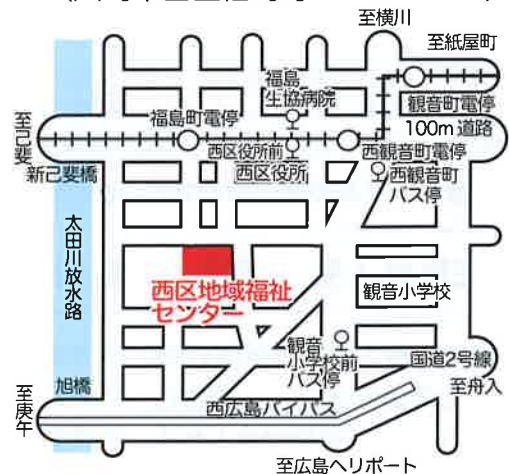


7月30日

講師

司法書士 清水 佐智子 氏

場 所:西区地域福祉センター3階 大会議室
(広島市西区福島町2-24-1)



※各会場へは公共交通機関でお越しください
※各会場とも要約筆記・手話通訳がございませ

申込内容のお問合せ先は裏面をご覧ください。

主催:(社福)広島市社会福祉協議会(広島市からの委託事業)

成年後見制度 講演会 参加申込書

お手数ですが、おひとりにつき1枚御提出いただきますようお願いいたします。

ふりがな		
氏名		
住所	〒 -	
連絡先 (日中連絡できる番号)	電話番号	() -
	FAX番号	() -
参加希望日	希望日の選択欄に○を入れてください (選択欄)	
	① 平成29年7月29日(土) (広島市総合福祉センター)	
	② 平成29年7月30日(日) (西区地域福祉センター)	

FAX : 082-264-6437

(社福)広島市社会福祉協議会 福祉サービス利用援助センター 行

講演会・事前説明会へのお申し込み方法

●それぞれの開催日、会場を御確認のうえ、御都合のよい方にお申し込みください。

郵送・ファックスの場合

参加申込書に必要事項を記入し、以下の住所又はFAX番号あてにお送りください。

住所 / 〒732-0822
広島市南区松原町5-1
広島市総合福祉センター内
(社福)広島市社会福祉協議会
福祉サービス利用援助センター
FAX番号 / 082-264-6437

電話・Eメールの場合

氏名・住所・連絡先(日中連絡のとれる電話番号など)・参加希望日を伝えてお申し込みください。

電話 082-264-6406
(福祉サービス利用援助センター)
●お電話の場合は、
月～金の8:30～17:15の受付になります
Eメール /
riyo-enjo@shakyohiroshima-city.or.jp

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。特に連絡がない場合は希望どおり御参加いただけます。

※参加証はありません。当日会場にお越しください。

※この申し込みでお伝え頂いた個人情報は、この講演会・事前説明会の運営にのみ使用します。

●内容に関するお問い合わせも、上記のお申し込み先までお願いします。

市民後見人養成研修の受講対象者について

この度の講演会・事前説明会は、市民後見人養成研修の受講を検討されていない方でも御参加いただけます。

- 市民後見人養成研修は10月から開講することを予定していますが、受講対象となるのは右記の全てに当てはまる方です。
- ① 事前説明会に参加していること。
 - ② 広島市民であること。
 - ③ 平成29年4月1日現在で、70歳未満であること(ただし、未成年者、学生は不可)。
 - ④ 指定する講座(50時間程度で、主に土曜日に開催予定)を全て受講することが可能で、養成研修修了後、広島市で市民後見人として活動できること。
 - ⑤ 弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士・社会保険労務士の資格を持っていないこと。
 - ⑥ 現に後見人・保佐人・補助人(親族後見人等)として選任されていない方であること。